第1条(事業の目的)

この運営規程は、社会福祉法人積善会が設置する東青梅デイサービスセンターすずらん(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が要介護状態(指定介護予防認知症対応型通所介護にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1、指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 2、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 4、事業所は、利用者の認知症の症状の進行緩和に資するよう、その目的を設定し、計画を行う。
- 5、事業所は、実施にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施等の措置を講じる。
- 7、事業所は、単独型指定認知症対応型通所介護(単独型指定介護予防認知症対応型通所介護)を提供 するにあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項の規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8、事業は、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努める。
- 9、前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密 着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施する。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

法人名 社会福祉法人 積善会 法人番号 3013105001082

事業所名 東青梅デイサービスセンター すずらん

事業所番号 1392800064

所在地 東京都青梅市東青梅1丁目5-28 2階

管理者名 角田 昭文

電話番号 0428-84-2325 fax 0428-23-7577

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	常勤 登録数	非常勤 登録数	計
管理者	1名	_	1名
	(生活相談員・機能訓練指導員・介護職員兼務)		
生活相談員	1名 (管理者が兼務)	4名 (介護職員兼務)	5名
看護職員	O名	2名 (機能訓練指導員兼務)	2名
介護職員	1名 (管理者が兼務)	6名 (生活相談員 4 名兼務)	7名
機能訓練指導員	1名 (管理者が兼務)	2名 (看護が兼務2.名)	3名
口腔機能向上	O名	3名(歯科衛生士 1名看護師兼務 2.名)	3名
栄養アセスメント	O名	1名(管理栄養士1名)	1名

(1)管理者1名

事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員5名

生活相談員は、利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。 また、居宅介護支援事業所等他の機関との連携、調整等を行う。

- (3)看護職員又は介護職員7名 **※業務の状況により増減することができるものとする。** 看護師又は介護職員は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画 (以下「認知症対応型通所介護計画」という。)に基づき、サービスの提供にあたる。
- (4)機能訓練指導員 3名(管理者及び看護師)

機能訓練指導員訓練員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) 口腔機能向上 3名 (歯科衛生士及び看護師3名)

歯科衛生士及び看護師は、口腔機能向上加算を希望する利用者に対し、口腔機能の状態を把握し口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を指導する。

(6)管理栄養士 1名

管理栄養士は、栄養アセスメント加算を希望する利用者に対し、利用者の栄養状態を把握、栄養ケア計画の作成、実施を主導し、栄養改善サービスの提供を行う。

その他の職員

(7) 調理員4名

食品衛生責任者管理のもと、デイサービスセンターの厨房で調理を行い利用者の昼食を安全に提供する。

(8) 運転手6名

安全運転責任者のもと、利用者に対して安全な送迎を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間:午前9時00分~午後4時15分
 - ①3時間~4時間、②4時間~5時間 ③5時間以上~6時間未満
 - ④6時間以上~7時間未満 ⑤7時間以上~8時間未満 ⑥8時間以上~9時間未満

(4) 延長サービス可能時間帯 提供後 午後4時15分から19時15分

第6条(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員は次のとおりとする。 1単位12名

第7条(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

1、身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、 養護、その他必要な身体の介護を行う。

2、入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、 身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

3、食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

4、機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を 行う。

5、栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

6、口腔ケアに関すること

口腔機能向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

7、アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例) レクリエーション、音楽活動、製作活動、行事的活動、体操

8、送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。家族等による送迎があった場合は、送迎減算を行う。

9、相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

第8条 (認知症対応型通所介護計画)

- 1、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を個別に作成する。
- 2、認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3、認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

- 4、認知症対応型通所介護計画を作成した際は、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付する。
- 5、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、 その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

第9条(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料)

- 1、事業所が提供する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の対象地域は、 青梅市・羽村市とし、利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、 その1割又は2割又は3割の支払いを受けるものとする。また、デイサービスの送迎でなく家族等の 送迎があった場合、片道-47単位減算する。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬 の告示の額とする。
- 2、次に掲げる項目については、介護報酬外として実費支払いを受ける。
 - (1) 昼食代及びおやつ飲み物代 900円 昼食飲み物代のみ800円 飲み物おやつのみ200円
 - (2) おむつ・リハビリパンツ代:1枚につき100円 パット代:1枚につき30円
 - (3) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき200円を徴収する。
 - (4) 利用料口座引落手数料の利用者負担 150円
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活に おいても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費 用につき、実費を徴収する。
- 3、前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 5、介護報酬改定が行われる場合又は実費分の利用料改定があった場合、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印) を受けることとする。
- 6、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所 介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認 知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を 利用者に対して交付する。

第10条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、青梅市・羽村市全域とする。

※ただし、保険者が他市であって利用者が青梅市に居住していた場合、条件が整えば受け入れる。

第11条(サービス利用にあたっての留意事項)

- 1、利用者及びその家族は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2、従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
- (4)ペットの持ち込みは禁止する。
- 3、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の対象は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型通所介護にあっては要支援状態)であって認知症の状態にあるもので、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
- 4、利用申込者の利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 5、利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

第12条(衛生管理等)

- 1、事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2、事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように下記に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る。)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) <u>事業所において、従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する</u>

第13条 (緊急時等における対応方法)

- 1、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 4、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第14条(非常災害対策)

1、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処

方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または 火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3、事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第15条 (苦情処理)

- 1、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3、事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容 を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4、事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、介護保険法(以下「法」という。)第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5、事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第16条(個人情報の保護・秘密保持)

- 1、事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的 に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族、代理人の同意を、あらかじめ 書面で書面により得る。
- 3、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第17条(虐待防止に関する事項及び身体拘束適正化推進)

- 1、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずることする。
 - (1) <u>虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。</u>
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護す

- る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する ものとする。
- 3、事業所は、緊急のやむを得ない場合(切迫性・非代替え性・一時性)を除き、**身体的拘束等を行って** はならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の**記録**を義務付ける。
- (1) 身体拘束等廃止に向けた体制として、身体拘束等適正化委員会を設置し定期的に委員会を開催し現状の把握及び改善の検討を行う。
- (2) 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修を行う。

第18条 (地域との連携)

- 1、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。状況によっては<u>テレビ電話装</u>置等を活用して行うことが出来る。
- 3、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

第19条 (業務継続計画 BCP の策定等)

- 1, 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」叉はBCPという。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条(ハラスメントに関する事項)

- 1、事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動(以下ハラスメント)にあっては、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2、介護現場におけるハラスメントについては、利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員 から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。
 - (1) 身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む)
 - (2) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

(3) セクシャルハラスメント

(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為)

第21条(その他運営に関する留意事項)

- 1、 事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門 員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する 者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるも のとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業 務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年6回以上
- 5、事業所は、指定認知症対応型通所介護〔定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する記録を整備し、 認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕計画の記録については、当該計画に基づく 指定認知症対応型通所介護〔定介護予防認知症対応型通所介護〕サービスの提供を終了した日から、 その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から3年間は保存するものとする。
- 6、事業所は、運営規定等の記載した書面を自由に閲覧できる状態にした場合は、掲示に代えることができる。
- 7、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人積善会と事業所の管理者と の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 1年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から改定する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から改定する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から改定する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から改定する。